

別紙 「「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の通知の施行について」の一部改正（平成 19 年 12 月 18 日障発第 1218001 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p style="text-align: right;">障発第 1 2 1 8 0 0 1 号 平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 最終改正 障 発 0 6 1 4 第 2 号 平成 2 8 年 6 月 1 4 日</p> <p>各 { 都道府県知事 指定都市市長 児童相談所設置市市長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生労働事務次官から「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」が通知されたところであるが、この実施にあたっては次によることとし、その適正な運用を図られたい。</p>	<p style="text-align: right;">障発第 1 2 1 8 0 0 1 号 平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日 最終改正 障 発 0 2 1 7 第 1 号 平成 2 7 年 1 2 月 7 日</p> <p>各 { 都道府県知事 指定都市市長 児童相談所設置市市長 } 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p>「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」の通知の施行について</p> <p>標記については、本日別途厚生労働事務次官から「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」が通知されたところであるが、この実施にあたっては次によることとし、その適正な運用を図られたい。</p>

なお、平成19年2月23日障障第0223004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金について」の通知の施行について」は廃止する。

1 障害児入所給付費等国庫負担金について

(1)～(2) (略)

(3)

① (略)

② 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定子ども園における勤続年数及び子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所における勤続年数を合算するものであること。

また、看護師にあっては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算するものであること。

③～④ (略)

なお、平成19年2月23日障障第0223004号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担金について」の通知の施行について」は廃止する。

1 障害児入所給付費等国庫負担金について

(1)～(2) (略)

(3)

① (略)

② 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員のその他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定子ども園における勤続年数を合算するものであること。

また、看護師にあっては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算するものであること。

③～④ (略)

(4) ~ (10) (略)

2 ~ 5 (略)

別紙 (略)

(4) ~ (10) (略)

2 ~ 5 (略)

別紙 (略)